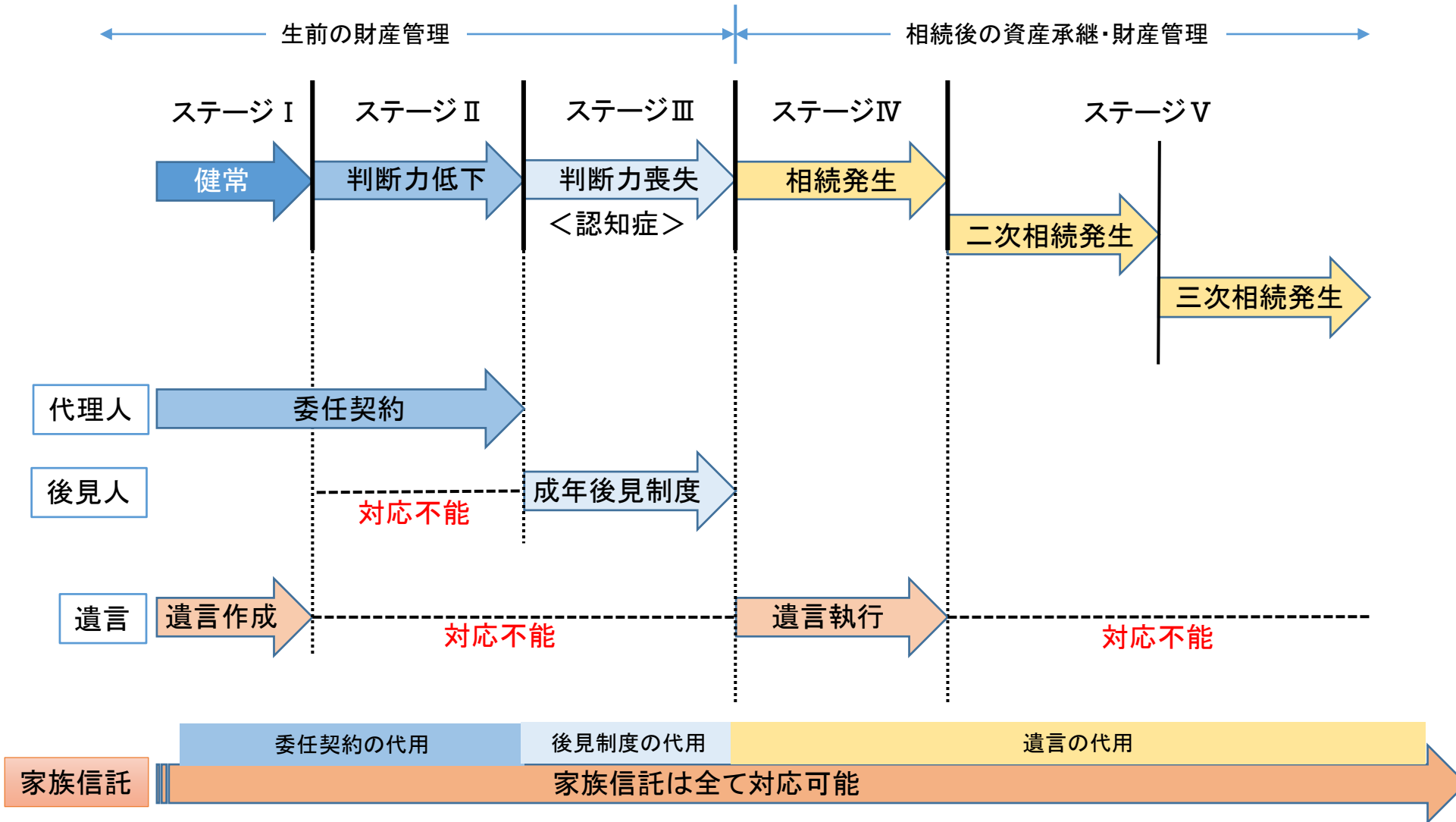


ライフステージごとの「財産」に関する悩み



- ・遺言では財産の承継者を次までしか決めておけませんが、家族信託では本人死亡後の資産の承継先を自由に指定できる。
- ・「契約」という柔軟で可能性をもつ信託制度ですが、利用できるのはステージⅡまで。
- ・理想は、タイミングを逃さず、親がお元気なあいだに導入を検討すること。